



記者発表資料 1 枚

令和4年11月29日  
福島県土木部砂防課

## 雪崩防災週間（12月1日～12月7日）における取組を実施します。

福島県は、会津地方を中心に20市町村が豪雪地帯に、このうち14市町村が特別豪雪地帯に指定されています。

これまでに、県内でも雪崩災害が発生しており、人家の裏側や生活道路、スキー場などのレジャー区域などの法面において雪崩災害の危険が潜んでいます。

このため、国土交通省と各都道府県では、毎年12月1日から7日までを『雪崩防災週間』と位置づけ、本格的な降雪期を前に、雪崩被害の防止に関する様々な防災・広報活動や雪崩防止施設の点検等を、以下のとおり実施します。

### 【取組とその概要】

#### 1 雪崩危険箇所（人家1戸以上の箇所を対象）の周知

福島県河川流域総合情報システム (<http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>) で表示している土砂災害警戒情報の危険箇所情報で、雪崩危険箇所が確認できます。

#### 2 広報活動の推進

スキー場や観光施設、関係機関・団体と協力しながら、ポスターやチラシ、テレビ、ラジオによる広報活動を行います。

#### 3 要配慮者利用施設への対応

雪崩危険箇所に立地している要配慮者利用施設管理者に対して、雪崩危険箇所の周知等を行います。

#### 4 雪崩防止施設の点検

11月下旬から12月上旬に、雪崩防止施設に異状がないか点検を行います。

※参考：上記取組みは、以下のホームページでも確認できます。

国土交通省 [https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01\\_hh\\_000135.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000135.html)

福島県 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/r4nadare-bousai.html>

### 【問い合わせ先】

土木部 砂防課

（担当者）主幹兼副課長 玉應隆史

電話 024-521-7491 内線 3611

FAX 024-521-7716